

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 41 号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 14 号）の一部を次の
ように改正する。

第 97 条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する
特例）」に改め，同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「
第 111 条第 1 号において同じ。）または指定看護小規模多機能型居宅
介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 192 条第 1 項に規定
する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第 111 条第 1 号
において同じ。）が」に，「）のうち」を「第 111 条第 1 号において
同じ。）または指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サー
ビス基準条例第 191 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護を
いう。第 111 条第 1 号において同じ。）のうち」に，「第 83 条第 1
項に規定する通いサービス」を「第 83 条第 1 項または第 192 条第 1
項に規定する通いサービス」に，「以下同じ。）を基準該当生活介護事
業所」を「）または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域
密着型サービス基準条例第 192 条第 1 項に規定する指定看護小規模多
機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護
事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に，「当該指定小規

模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第83条第1項」を「第83条第1項または第192条第1項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人以下」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「15人まで」を「15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

第97条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第87条第2項第1号」を「第87条第2項第1号または第196条第2項第1号」に改め、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第83条」を「第83条または第192条」に改める。

第111条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条第1号中「であって」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、

「のうち」を「または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「第83条第5項」を「第83条第5項または第192条第6項」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「9人まで」を「9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで」に改め、同条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第87条第2項第2号ウ」を「第87条第2項第2号ウまたは第196条第2項第2号ウ」に改める。

附則第4条第1項および第2項各号列記以外の部分中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、生活介護および短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの人員、設備および運営の基準に関する規定を整備し、および指定共同生活援助事業所の利用者のうち一定の要件を満たす者がその事業所の従業者以外の者が行う居宅介護等を利用することができる特例の期限を延長するため